

監査公告第 4 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による山中温泉支所の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 5 年 7 月 21 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

山中温泉支所定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和5年6月12日から令和5年7月11日まで

第3 監査の対象

山中温泉支所（振興課）

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 旧よしのや依緑園別荘は整備工事が当初の予定より大幅に遅れていること、指定管理者による運営に向けての業者選定など課題があるが、滞りなくオープンすることができるのか。
- (4) ゆけむり健康村は施設活用に係る公募型プロポーザルの募集を行っているが当初予定より進捗が遅れている。施設の老朽化や経済性などについて効果的な検討がされているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 監査意見（地方自治法第199条第10項）

- ・松尾芭蕉ゆかりの文化の活用について

芭蕉の館では指定管理団体が小規模な自主事業を展開されているものの、市の施策として積極的な活用が長らく図られていない。松尾芭蕉ゆかりの文化を活用し観

光にも寄与する具体的な取り組みを進められたい。専門職員に不足があるようであれば、山中温泉支所の所管とせず文化振興課へ管理を移すことも考えられたい。

第8 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別 記

山中温泉支所 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 温泉引湯管敷設替え事業について
2. 財産区会計の温泉事業について
3. 旧よしのや依緑園別荘整備事業について
4. ゆけむり健康村の今後の在り方について
5. 菊の湯第1（男湯）改修事業について
6. 東京ふるさと山中会の今後の在り方について